

「第 12 次宮城県交通安全計画（中間案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

令和 8 年 8 月 2 8 日

宮城県では、「第 12 次宮城県交通安全計画（中間案）」について、令和 8 年 7 月 1 4 日から令和 8 年 8 月 1 4 日の間、ホームページ等を通じ県民の皆様の御意見等を募集しました。

この結果、1 団体から合計 4 件の貴重な御意見・御提言をいただきました。御協力ありがとうございました。

いただきました御意見等に対する宮城県の考え方につきまして、以下のとおり回答いたします。

番号	頁	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
1	P14	1 今後の道路交通安全対策を考える視点 〈重視すべき視点〉 (4) 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備	宮城県自転車安全利用条例（2021 年 4 月 1 日施行）において、損害賠償責任保険等への加入は義務となっており、条例が施行されて 5 年が経過していることから、「促進」や「推進」といった表現ではなく、「加入義務の広報啓発」等もう一段階踏み込んだ表現が適切と考える。	いただいた御意見を踏まえ、 ○ 「また、自転車の点検・整備、<u>「自転車安全利用条例」(令和 2 年 7 月宮城県条例第 50 号)に基づく損害賠償責任保険等への加入義務に関する広報啓発</u>等の対策を推進するほか、通勤・通学や配達目的の自転車利用者による交通事故の防止についての指導啓発等の対策を推進する。」 ○ 「関係事業者の協力を得つつ、万が一の交通事故に備え、自転車の<u>点検・整備、自転車安全利用条例に基づく損害賠償責任保険等への加入義務に関する広報啓発を推進する。また、点検・整備と損害補償が一体となった T S マークの普及を推進する。</u>」 ○ 「自転車安全利用条例で<u>義務化されている</u>損害賠償責任保険等への加入を促進する。」 とそれぞれ修正します。
	P43	2 講じようとする施策 (2) 交通安全思想の普及徹底 ウ 交通安全に関する普及啓発活動の推進		
	P64	2 講じようとする施策 (4) 車両の安全性の確保 カ 自転車の安全性の確保		

番号	頁	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
2	P14	1 今後の道路交通安全対策を考える視点 〈重視すべき視点〉 (4) 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備	「通勤」や「配達」に加えて、「通学」を追記してはいか がが。 15 歳～19 歳においては、自転車乗用中死傷者数が全年 齢の約 20%を占め、人口 10 万人あたりの死傷者数につい ても、自転車乗車中の事故の割合が歩行中や自動車乗車中 等に比べて圧倒的に高いため、通学時や学校での指導啓発 等の対策が必須と考える。	いただいた御意見を踏まえ、 「また、自転車の点検・整備、「自転車安全利用条 例」（令和 2 年 7 月宮城県条例第 50 号）に基づく 損害賠償責任保険等への加入義務に関する広報啓 発等の対策を推進するほか、通勤・ <u>通学</u> や配達目 的の自転車利用者による交通事故の防止について の指導啓発等の対策を推進する。」 と修正します。
3	P15 P40	1 今後の道路交通安全対策を考える視点 〈重視すべき視点〉 (5) 外国人の交通安全対策の推 進 2 講じようとする施策 (2) 交通安全思想の普及徹底 ア 段階的かつ体系的な交通 安全教育の推進	県内における在留外国人数も増加していることから、交 通事故抑止の対策と並行して、交通事故による被害軽減の ための対策についても記載してはどうか。 具体的には、交通事故による被害者の保護や運転者が損 害賠償責任を負った場合の経済的負担軽減の観点から、自 賠責保険や自転車損害賠償責任保険等への加入義務、ま た、自動車保険への加入について、外国人への周知広報を 実施してはどうかと考える。	本計画では、交通事故被害者支援対策の一環として、 自動車損害賠償責任保険や自転車損害賠償保険等の重 要性について広く周知することとしています。また、 外国人に対しては、関係機関・団体、事業所等と連携 して、日本の交通ルールやマナーについて理解促進を 図るとともに、交通安全に対する意識向上につながる 取組を強化することとしています。 いただいた御意見につきましては、外国人に限らず 重要なことですので、今後の取組を検討・実施する上 で参考にさせていただきます。

番号	頁	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
4	P43	2 講じようとする施策 (2) 交通安全思想の普及徹底 ウ 交通安全に関する普及啓発活動の推進	15 歳～19 歳において、自転車乗用中の死傷者数や事故割合が、他の年代に比べて圧倒的に高くなっている（警察庁統計）。「全ての年齢層の」とあるが、特に事故の多い高校生に対する方針や対策が必要ではないか。 具体的には、「また、他の年代と比して自転車乗用中の事故が多い高校生については、自転車通学時のヘルメット着用要件化等について学校等と連携して推進する。」といった記載はどうかと考える。	本県では、全ての年齢層に対する自転車乗車時のヘルメット着用促進に向けた広報啓発を推進することとしております。 また、特に高校生に対しては、例えば、自ら主体的に交通安全について考える「みやぎ高校生サイクルサミット」の開催などを通じ、これまでもヘルメットの着用促進に取り組んできたところですが、今後も教育委員会や県警察、学校など関係機関が連携し、交通安全教育に積極的に取り組むこととしております。 いただいた御意見につきましては、今後の取組を検討・実施する上で参考にさせていただきます。